

2 申告所得税

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

区 分	合 計 所 得				譲 渡 所 得		山林所得
	営 業 等 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計	う ち 譲 渡 所 得 が 有 る	期 得 所 得	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	5,437	245	8,132	13,814	2,434	537	145
100 "	8,110	540	12,478	21,128	986	91	29
150 "	15,438	1,715	44,186	61,339	1,303	108	30
200 "	16,140	2,458	65,069	83,667	1,158	72	27
250 "	14,858	2,451	45,624	62,933	940	46	18
300 "	12,435	2,334	30,270	45,039	853	29	8
400 "	16,421	3,572	40,062	60,055	1,229	38	17
500 "	8,949	2,103	26,769	37,821	1,029	22	7
600 "	4,880	1,074	19,631	25,585	808	33	2
700 "	2,638	519	15,439	18,596	661	27	1
800 "	1,636	272	10,586	12,494	574	9	4
1,000 "	1,691	215	12,823	14,729	1,010	13	3
1,200 "	813	70	7,604	8,487	635	11	—
1,500 "	826	43	7,409	8,278	728	10	—
2,000 "	959	14	6,475	7,448	730	11	—
3,000 "	930	7	4,496	5,433	656	11	—
5,000 "	761	2	2,481	3,244	432	12	—
5,000万円 超	476	1	1,067	1,544	240	10	—
合 計	113,398	17,635	360,601	内 321 491,634	外 1,242 16,406	1,090	外 5 291

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級別に区分して、その分布を示したものである。

- (注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。
2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級別に区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後（特定の譲渡損失の損益通算を除く。）で純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。